資料６－１

６　生徒の修学に対する支援

これまでの対応方針と主な成果や課題等

【現行指針(抄)】H18.8

○　修学の意志がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、安心して高校生活を送ることができるよう、奨学金制度の一層の周知を図るとともに資金の確保に努めます。［第３章７(4)］

○　再編整備等による通学状況等への対応として、生徒が可能な限り通学しやすくなるよう、通学時間帯等におけるバス等のダイヤ調整について公共交通機関に対し依頼するなどして、生徒の通学環境の整備に努めます。

　また、最寄りの高校の再編等の事情により、他の近隣校に修学を余儀なくされた生徒のうち、経済的理由により通学が困難となる生徒への支援を検討するとともに､必要に応じ道有施設の再利用など、施設の有効活用を検討します。［第３章７(4)］

【指針の検証結果報告書(抄)】H28.10

１　主な取組の内容

○　修学の意志がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、安心して高校生活を送ることができるよう、「公立高等学校等生徒奨学金事業」の周知と資金の確保に努めるほか、高校の再編整備への対応として、生徒が可能な限り通学しやすくなるよう、公共交通機関に対しダイヤ調整等を依頼するとともに、他の近隣校へ修学することになった生徒に対して、通学費及び下宿費の一部を補助する「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」を平成20年度から実施してきた。

２　主な成果や課題

○　これまで、貸与要件を満たす希望者全員に奨学金の貸し付けを行うとともに、道立高校の募集停止校18校の所在市町村の生徒のうち、補助要件を満たす延べ約1,200名の生徒の通学費等負担者に対し、通学費及び下宿費の補助を実施し生徒の修学機会の確保を図ってきた。

　「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」については、実費負担からの控除額を13,000円から10,000円に引き下げを行うとともに、保護者からの要望を受け概算払いができるよう改善を図ってきた。

３　今後の方向性

○　今後においても、事業の実施状況等についてつぶさに把握するとともに、適切に運用していく必要がある。

資料６－２

高等学校生徒遠距離通学費等補助制度

北海道教育委員会では、道立高校の募集停止により、住んでいる市町村に高校がなくなり、他の高校に通学することとなった生徒を対象に保護者の経済的負担を軽減するため、平成２０年度から通学費や下宿費などの補助を行っています。

補助制度の概要

１　補助の対象

高校が募集停止となる前年度に中学生であり、中学校卒業時に募集停止校所在市町村などに居住し、かつ、その市町村に所在する中学校を卒業して、通学区域内の高校へ修学した生徒の保護者等（所得要件あり）

２　補助額（1ヵ月あたり）

通学費（定期券を使用して通学する場合に補助の対象となります）

・実際に負担している交通費（定期代）から10,000円を差し引いた額
・上限額は補助対象となる保護者等が居住する地域ごとに設定

下宿・間借り（部屋代のみが補助の対象であり、食費や光熱水費、管理費等は補助対象となりません）

・実際に負担している部屋代から10,000円を差し引いた額
・上限額は25,000円

３　補助期間

募集停止後５年間（高校が募集停止となる前年度に中学生であった生徒が、高校を卒業するまでの期間）

４　支払時期

実績が確定する翌年4月に支払うこと（精算払）を基本としますが、年の中途で一部の支払を希望する場合には、その都度支払うこと（概算払）も可能です。

５　所得要件

生計を一にする世帯人員に応じ、世帯全員の前年の収入額又は所得額の合計額が次のいずれか未満である必要があります。

	世帯人員					
	２人以下	３人	４人	５人	６人	７人以上
収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	所得基準額から別途積算
所得基準額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	1人増す毎に160千円を加算

年度		H23	H24	H25	H26	H27
募集停止校		14	15	17	12	8
支給人数	通学費	248	243	168	129	78
	下宿等	25	23	17	11	21
	合計	273	266	185	140	99

資料６－３

公立高等学校等生徒奨学事業

○　高等学校や中等教育学校の後期課程等の生徒の皆さんに奨学金を貸付します。

実施主体		（公益財団法人）北海道高等学校奨学会
応募資格		次の条件に該当する者 ・学習、生活態度が高校等の生徒としてふさわしい者 ・保護者又は奨学生本人が道内に住所を有する者 ・経済的理由により修学困難な者　など
基　　準		家計の状況や人物総合判定により奨学会で決定 ※　収入の目安　４人世帯で給与収入７６８万円以下
貸与月額		①１０，０００円、②１５，０００円、③２０，０００円、④２５，０００円　から選択 ※　道立高校の募集停止により、通学区域内の他市町村の高校に修学する生徒については、⑤３０，０００円、⑥３５，０００円からも選択可能
貸付条件等	利　　率	無利子
	貸付期間	採用したときから卒業まで（４年を限度）
	貸付方法	在学する学校を通じて送金
返還	返還方法	貸付修了後１年据え置き、１２年以内に年賦又は半年賦の均等払いで返還
	返還猶予	大学等への進学や病気等の場合、願い出により返還を猶予
具体的な申込方法		申込手続は、入学した学校を通じて行いますので、詳しくは学校に確認してください。

年　　度	H23	H24	H25	H26	H27
奨学金貸付者数	2,953	2,577	2,268	1,906	1,630